日田市印鑑条例施行規則の一部改正について（趣旨）

１．目的・理由

令和元年第３回日田市議会定例会に提出した「日田市印鑑条例の一部改正」が可決されたことから、所要の措置を講ずること。

２．内容

日田市印鑑条例の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録等ができるよう見直されたことを受け、印鑑登録申請書等において旧氏使用を希望する者に対し、「旧氏」の記載が必要になったことから、当該申請書等の受理において「旧氏」を照合・確認するように改めること。（第２条関係）

その他、各種様式について「旧氏」の記載に対応するため、見直すこと。（様式関係）

３．施行の時期

令和元年 11 月５日から施行すること。

４．意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第３７条第４項第８号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則の一部を改正するもの。